

学習指導要領改訂作業「審議のまとめ」から 見えてきたもの

—無理と矛盾をおおい隠すキーワードと図示化—

2016.8～9 梅原利夫 (民研代表・和光大学) umehara@wako.ac.jp

1. 8月1日中央教育審議会「審議のまとめ案」、翌日の全国新聞一面見出し・記事は
 ○「小学校英語 教科に」「週あたりの時間増」「高校『公共』新設」「討論型授業」
 これらは、主に各論(新教科と時間数)であり、重要なのは総論(質の変化)であろう

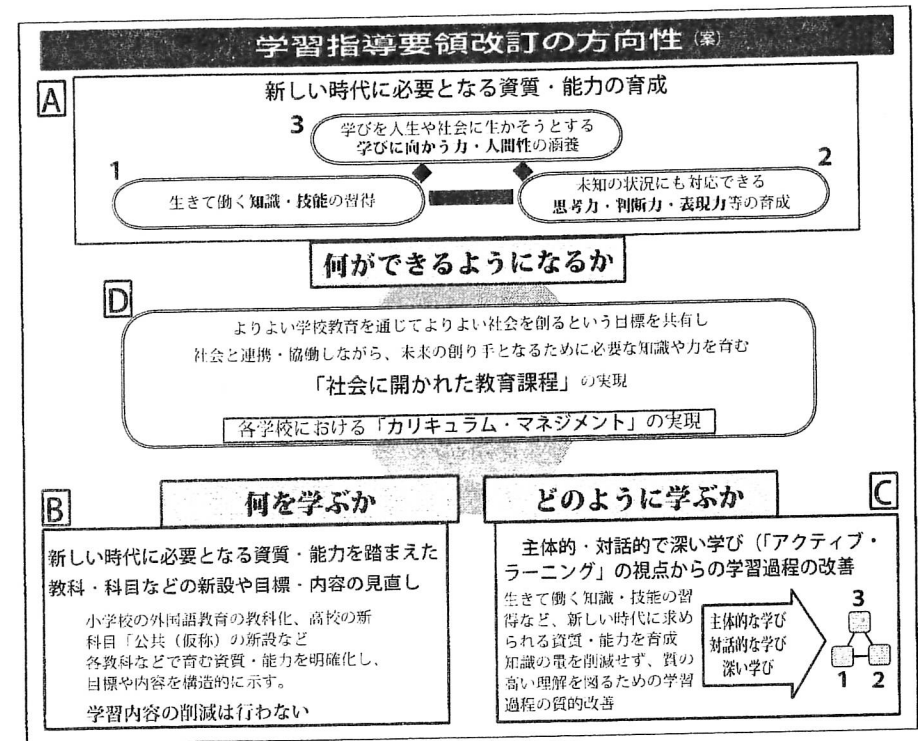
2. 学習指導要領の質(位置づけ)の変化—教育目標「育成すべき資質・能力」の徹底
 (1) 位置づけの変化: 教育内容(コンテンツ)中心から、教育目標(コンピテンシー)中心へ
 (2) OECDのキー・コンピテンシー <人的資本> & 改正教育基本法第1条 <必要な資質>
 ⇒「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標と評価 検討会」～2014.3
 ⇒中教審に諮問 2014.11 ⇒「論点整理」2015.8 ⇒「審議のまとめ」2016.8
 (3) 資質・能力(コンピテンシー)の3本柱 参照7頁の表
 ① 育成すべき資質・能力 ①何ができるか ②どう使うか ③どのように関わるか
 ② 「学校教育法」学力の3要素 ①知識・技能 ②活用力 ③主体的態度
 (4) なぜこんな提案? 2030年社会を暗く描き、先行き不透明だから「資質・能力」を!

3. 資質・能力(A)と指導要領(B)とアクティブ・ラーニング(C)とカリキュラム・マネジメント(D)
 (1) A: 3本柱の教育目標 B: 学習指導要領の内容項目 C: 「アクティブ・ラーニング」の視点
 (主体的・対話的で深い学び) D: 社会に開かれた教育課程経営 参照8頁の図
 (2) 図で示すことで、実はそれぞれに潜む問題点は隠されてしまう
 A: 複雑で困難な作業 「生きて働く」「未知の状況にも対応できる」など
 B: 内容項目の量は「削除せず」、内容の質の批判的検討も許さない
 C: もっぱら学習の型が出回る傾向を招いている(あわてて「～の視点」としたが)
 D: マネジメントの主体は誰か、トップの校長サイドか、それとも教職員集団の協働か

4. 教育目標と内容と方法と評価の一体化
 (1) パフォーマンス(ふるまいや作品)、ポートフォリオ(学習の履歴)、ルーブリック(評価基準表)
 (2) 評価の3観点へ ①知識・技能 ②思考・判断・表現 ③(関心・意欲・態度から)
 主体的に学習に取り組む態度へ

5. 以上の総論があった上での、各論である
 (1) 日本語教育と外国語(英語)教育・・・小3から英語活動、小5・6に教科英語
 (2) 高校社会科・・・共通必修科目「歴史総合」「地理総合」と「公共」
 (3) 小5・6年・・・週1時間分増コマを、15分×3日や土曜授業や夏休み短縮で
 (4) ICT(情報とコミュニケーションの技術)活用力
 (5) 指導要領対応の新しい、高校課程達成テスト(仮)と大学入試用共通テスト

6. 教育現場への影響と実践的な課題



コンピテンシー関連概念の3層または3本柱構造

2016.8 梅原作成

	①知識 or 基礎的知識・技能	②スキル or 問題解決への活用力	③情意 or 人間性と人格の芯	「審議のまとめ」による用語 or 梅原整理による用語
① 育成すべき資質・能力	何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)	知っている・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)	社会・世界との関わり、よりよい人生(学びに向かう力、人間性等)	中教審「論点整理」2015.8 中教審「審議のまとめ」2016.8
② 学力の3要素	基礎的知識、技能の習得	活用して課題を解決するための、思考力、判断力、表現力	主体的に学習に取り組む態度	学校教育法第30条第2項、2007
③ 国立教育政策研究所 21世紀型能力	道具や身体を使う(基礎力) ・言語 ・数量	深く考える(思考力) ・問題解決、発見 ・論理的、批判的思考・メタ認知	未来を創る(実践力) ・自律的活動 ・関係形成 ・持続可能な社会づくり	国立教育政策研究所 「教育課程の編成に関する基礎的研究 報告書5」2013
④ OECDのキー・コンピテンシー	相互作用的に道具を用いる A 言語、シンボル、テキスト B 知識や情報 C 技術	異質な集団で交流する A 他人との関係 B 協働する C 争いの処理と解決	自律的に活動する A 大きな展望のなか B 人生計画 C 自らの権利、やニーズの表明	『キー・コンピテンシー』 明石書店、2006
⑤ USA 21世紀型スキル	情報・メディア・テクノロジー ・ICTリテラシースキル	学習とイノベーションスキル ・批判的思考と問題解決 ・コミュニケーション ・創造的活動	生活とキャリアスキル ・社会、文化横断的スキル ・リーダーシップと責任スキル	Trilling & Fadel; 21st Century Skills-Learning for Life in Our Times, 2009

Q & A 学習指導要領が変わるって？ 子どもにどう影響するの？

次期の学習指導要領を定める基本方針を審議している中央教育審議会（教育課程部会）が、「審議のまとめ」を発表しました。その問題点を考えてみましょう。

Q1：学習指導要領って、子どもにどう関わっているの？

小中高校で、どんな教科や授業（教科外の活動も）を、どんな内容でどのように指導するのか、その大まかな基準を示した文書が学習指導要領です。文部科学大臣の指示で作成され、それをもとにして教科書の検定基準がつくられます。また各学校が子どもや地域の実態を反映させてつくる学習計画（教育課程）の基準ともなります。その「基準」ですが、戦後初期には「参考にする試案」であったものが、1958年からは「法律のように拘束性を強く」し、以後文科省は強制度を強めています。しかし、もっと学校や先生の自主性を認めるべきという主張も強く、基準性の強弱をめぐって綱引き状態が続いています。

Q2：今回は、何がどのように変わるの？

2030年の未来社会は、少子高齢化で日本のGDP（国内総生産）が低下し変化の激しい不透明な状況になると描き、だから文科省が新たに定めた「資質・能力」（①知識・技能、②思考力・判断力、③学びに向かう力・人間性、の3本柱）を教育目標にして、学校教育はすべてこれらに向かって指導すべきだと強制しています。これまでの学習指導要領は、教科等の内容項目が中心に書かれていたものを、これからはまず「育成すべき資質・能力」を掲げ、人材養成の立場からこの教育目標を中心にして、内容や方法や評価が一体化された縛りのきついものにしようと、その性格を抜本的に変えようとしているのです。

Q3：アクティブ・ラーニングの視点で、何がどう変わるの？

日本語に直訳すると「能動的な学習を重視する」という意味で、教育現場ではこれまでもいろいろな工夫され行われてきたものです。しかし今回の改訂では、この視点をいつでもどこでも貫きなさいと強く求めています。その結果、子どもたちに何を教えるかを用意する前に、とにかくアクティブ・ラーニングという「学びの型」（何でもグループ化する、調べ学習をする、前に出て発表する）が一様にはやる傾向が見られます。そもそも指導とは、指導内容に即してそれにふさわしい指導の方法が選ばれるのであって、その逆ではありません。このように特定の指導方法がはじめから強制されること自体が異常なのです。

Q4：小学校5年から教科「英語」、高校に科目「公共」でどうなるの？

じつくりと日本語教育を行ってそれを基盤に外国語教育を充実させるべきという有力な意見もあるのに、「英語教育は早期から始めるのがよい」という一方的な判断に基づいて、小学校3年から英語活動が、5・6年に英語科が前倒しされる方針です。数ある外国語を英語に限定したことで、幼児期からの英語塾通いが増え、早期学習の効果も検証されないまま「とにかく早くから」という流れに乗ろうというものです。

高校では、これまでの「現代社会」をやめて「公共」が新設されます。高校にはない「教

科道徳」の要素も含んで、今の社会にひたすら適応する人間づくりになる危険があります。

Q5：先生や学校はどうなるの？ 子どもにはどんな影響があるの？

「審議のまとめ」は難解で300ページもあり、多忙な中で教育関係者がじっくりと自分の頭で読み込む余裕さえありません。先生が教育課程について深い学びが出来なくて、どうして子どもに「主体的で深い学び」が実現できるのでしょうか。結果として、文科省や教育委員会から強制的に降ろされてくる方針に、黙って従わざるを得なくさせられてしまわないか心配です。

子どもたちは、安倍政権が進めるグローバル競争社会にうち勝つたくましい日本人づくりの人材にされ、そのために「育成すべき資質・能力」に向けた学習に駆り立てられます。文科省はこれまでの学力テスト路線は正しかったと判断しており、いっそうの競争教育が強えられる危険があります。

Q6：私たちおとなは、何ができるの？

まず、この「審議のまとめ」を仲間で学習することから始めましょう。そして、子どもたちの教育に、気がかりな点や心配な点があれば出し合ひましょう。この「まとめ」に対して、公的な意見（パブリックコメント）を出せる権利がありますので、文科省に声を集中しましょう。

私たちの身近にいる子どもたちの教育や学習指導について、大いに意見交換していきましょう。その論議の輪に子どもたちの声も反映させたいですね。

梅原利夫（民主教育研究所代表）

アクティブ・ラーニングの曲解

～アクティブ・ラーニングを乗り越える「一人ひとりが大切にされる」教育を目指して～

公立小学校 小学校教員

○アクティブ・ラーニングの言葉の氾濫

- ・アクティブ・ラーニングが上から押し付けられるように現場に広がり、それが「最適」な方法であるかのようにとりわけ「若い」教師の中にも広がっている。→今までの実践の積み重ねを大切にしようとする教員もいる

○子どもがやれば「アクティブ・ラーニング」？

<4つの強制>

- 「発言の強制」「活動の強制」「態度の強制」「価値観の強制」
- 怒られることで発言すること、活動することが「当たり前」になっていく
- 自分たちでやっていることに「すごい」と感じるようになる子ども

○形だけの「主体性」と「一体感」の裏側にあるもの

- ・本音が言えなくなる子ども
- 批判的な、やらない子どもは「和を乱す存在」→問題視、浮いた存在
- ・保護者と教員間の分断
- ・教師はプランナーだという若い教師
- 「総合的な学習の時間」
- 「主体的」に「活動」していればいい「〇〇チーム」子どもが
- 「みんなで活動して一つのことを創り上げていくこと」が目的
- ◎学習を通して、活動を通してなにを学ばせたいのかが教師にあるのか
- ・ワンフレーズで子どもをあおる→一体感

○態度形成ではなく、人格形成を大切にしたい教育を

- 「アクティブ・ラーニング」という名のもとに知らず知らずに「強制（主体性）」
- パフォーマンス評価、資質・能力の育成、実践力、道徳（A教育改革を軌を一にしている）
- 「アクティブ・ラーニング」が大切にしている「協働性」までも大切にされなくなってしまう

○今だからつながっていく学びを

今まで先輩の教師が積み上げてきた実践、教材研究の力を土台にしながら、子ども、教師、親、教材・地域がつながりながら、子どもに寄り添いながら授業を子どもとともに創っていく

○一人ひとりが大切にされる教育を目指して

- 1つの方法を最善とするのではなく、子どもになにを学ばせたいのか、どんな人になってほしいのかを教師がしっかりと持ち、教材を見ていく力を学びながら育てていく
- 教育とは、教材の持つ価値を教師自身が考える必要がある

アクティブ・ラーニングという「呪縛」 — 教育方法の意味を考える
八木英二（京都橘大学）2016年9月10日

資料

- A、田中昌弥「アクティブ・ラーニングの背景と課題」『人間と教育』91号、2016
- B、八木英二「アクティブ・ラーニングという「呪縛」」同上
- C、八木英二「学習指導要領改訂の動向を探る—国際的視点から」『教育』10月号、2016

(1) ALでいわれる「活動的な学習」とはどういう状態を指すのか

- 良くも悪くも何らかの「教育方法」 ⇔ 目標・内容・方法・評価 (≠PDCA)
→ ロケット打ち上げより難しい仕事

定義? = 2012年中教審答申<新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて>「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。・・・略・・・発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である。」

- コミュニケーション実践（表現活動）としての教室における「アクティブ（活動的あるいは能動的）」の複雑さ
*「荷物（中味）のない船が動けば動くほどカラカラと空しい音を立てる」(an empty vessel rattles)
*活動的でないように見えて内面が活発に動いている（集中している）ときもあるし、外見どおりに内面がボーとしていること（暇つぶしや休息）もある。
*「内容・方法」と子どものマッチングがよくても教室に居場所がなければ子どもはアクティブになれないかもしれない。あるいは、子ども同士、教師同士、父母同士・・・

(2) 予定される新要領改訂論議の背景

- ALの裏に特殊な社会像が隠れている
ALのすべてを否定するものではない。学習指導要領の拘束性や管理統制の下にある「呪縛」に囚われた教育方法の独り歩きには慎重でありたいと強く願うものである。AL論議と共に、「乳幼児期・学童期・思春期・若者期・成人期・高齢期」等の学習主体それぞれの「表現の真の自由」と生活が大切にされねばならない。学校とクラスの公共空間にふさわしい「教育における民主主義」の深化と真価が問われることになる。
- ALの問題状況をでは、今のところ、「メタ認知や（新）コンピテンシー論」のみが突出しており、「育成すべき資質・能力」論が教育改革の目玉
*中教審では、「資質・能力」の旧定義（DeSeCoのキイ・コンピテンシー）を次のように学校教育法の学力規定に合体させて再定義している。
・コンピテンシーの旧定義は図表の3次元「①相互作用的に道具を用いる、②異質な集団で交流する、③自律的に活動する」
・OECD新定義は、「①知識 Knowledge (知ること Knowing)、②メタ認知 Metacognition (省察し適応すること Reflecting and adapting)、③スキル Skills (実践すること Doing)」

とされる。

メタ認知を基盤に 人間性

*日本の2008年改正学校教育法30条2項の「学力」規定や評定枠組みを新コンピテンシー論議に対応させ、修正のうえで、新定義①の知識は「知識・技能」、②のメタ認知は「主体性・多様性・協働性（学びに向かう力・人間性）」、③のスキルは「思考力・判断力・表現力」などにやや強引に置き換えた。

cf. 第2回政策対話資料(知訳版) - 「論点整理」所収

- 今後のスケジュールと問題状況
・2016年度内に出される教育課程の答申、学習指導要領改訂の告示を経て教科書検定・採択が行われ、
・新要領実施が今のところ2020年（東京オリンピック）頃に新要領実施が予定
・2020年頃とすれば先10年後（10ヵ年毎の要領改訂）の2030年頃までの継続になる。
- 要領改訂をめぐる国際動向の現実
- 人的投資論のバージョンアップにみる「新・能力主義」
- コンピテンシー・ベースによる上からの教育課程編成の枠組み

図表：キイ・コンピテンシー（DeSeCo）を「教育課程の構造」（八木）に組み込む

生活行動基盤(生活的概念の習得)を規定する全体(自然と社会)				
⇨ 科学・技術・文化・労働への対応は下表				
直接の指導対象	発達的段階ごとの指導内容・領域			OECD・DeSeCoのキイ・コンピテンシー
	幼児期	児童・青年期	成人期・高齢期	≡ 生涯にわたる
身体(表現)	身振りの身体性(ごっこ)	スポーツ的活動など	生涯にわたる社会体育など	≡ ② 異質な集団で交流する
情意(表現)	身振りの演劇性(ごっこ)	演劇的活動など	生涯にわたる演劇文化など	≡ 異質な集団で交流する
認識と感応力	身振りの模倣性(ごっこ)	教科指導など	社会全般の生涯学習など	≡ ① 相互作用的に道具を用いる(PISA)
職業技術技能	あそび労働	職業体験・教育	職業教育・訓練など	≡ エンployabilityその他
→シークエンス	↑3歳	↑6歳 ↑15歳	↑成人・高齢	≠ ② 自律的に活動する(↑15歳 知識基盤社会)

*八木作成の表に中内敏夫が加筆(出典:中内敏夫『教育学の第一歩』、1988) 表右は対応のキイコンピテンシー

*2030年に向けたOECDによるコンピテンシー3次元の再定義

⇒ ①メタ認知(自省と適応)、②知識(知ること)、③スキル(使うこと)

以上

学習指導要領どうなる

民研フオーラム開く

学習指導要領の全面改定へ向けて中央教育審議会（中教審）で審議がすすむなか、民主教育研究所は10日、東京都内で、民研フオーラム「中教審『審議のまとめ』とアクティブ・ラーニング」を開きました。

民研代表運営委員の梅原利夫さん（和光大学教授）は、「学習指導要領改訂作業『審議のまとめ』から見えてきたもの」と題して報告。教育内容中心から教育の目標「育成すべき資質・能力」の徹底へ、位置づけの変化を指摘し、「無理と矛盾をおおい隠すキーワードと図示化が特徴です。批判すべきところは批判し、乗り越えるところは乗り越えていこう」と話しました。

「アクティブ・ラーニング（活動的、能動的な学習）」という呪縛」と題して報告した京都橘大学教授の八木英二さんは、アクティブ・ラーニングの裏に「特殊な社会像」（人間の働く場が技術革新で

駆逐される等）が隠れていると強調。特定の教育方法の独り歩きには慎重でありたいとし、「学童期、思春期、若者期などの学習主体それぞれの『表現

の真の自由』と生活が大切にされなければならぬ」と話しました。

公立小学校の教師はアクティブ・ラーニングが「最適」な教育方法

と、上から押し付けられるように広がる現場の状況を報告。形だけの「主体性」と「体感」の裏側にある子どもの様子などを語り、「先輩の教師が積み上げてきた実践、教材研究の力を土台にし、一人ひとりが大切にされる教育をめざしていきたい」と話しました。